1. 事業名

廃炉・汚染水・処理水対策に係る CM 制作放送等事業

2. 事業目的

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所(以下、「福島第一原発」という) の廃炉作業は、世界にも前例の無い困難な事業であり、国も前面に立って、様々な対策を講じている。

廃炉作業の進捗や展望について、国内外の幅広い方々に知っていただくことは、復興において極めて重要であり、原発事故の発生以降、種々の取組を行ってきたところ。加えて、令和3年4月、国は福島第一原発の多核種除去設備等処理水(以下、「ALPS 処理水」という)の海洋放出を行う方針を決定した。この決定に対しては、地元自治体や漁業関係者等から、追加的な風評を懸念する声があり、ALPS 処理水を含む廃炉に関する情報発信の重要性が高まっている。

地域・年代・関心の有無に関わらず、幅広い方々に対して科学的根拠に基づく情報を発信し、関心を持っていただくに当たっては、日常生活の中で情報に触れることができる機会を提供することが重要である。本事業では、そうした取組の一環として、ラジオを活用したCM等を制作し、定期的に放送することで、放送地域での理解醸成や風評の払拭につなげる。

3. 事業内容

(1) ラジオ CM の制作・放送

- ・ 第二四半期めどに福島の復興や福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策等の進捗、今後の展望や、ALPS 処理水に関する情報について、国民目線でわかりやすく、かつ、福島県及びその近隣県に対する不安を払拭できるようなラジオ CM を制作するとともに、ラジオ局の放映権を獲得し、その放送に至る一切の業務を行うこととする。
- ・ 特に、ALPS 処理水や風評払しょくに向けた政府の対応などについて、福島県及び近隣県に必要な情報が届くよう工夫をすること。
- 事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。
 - (ア) 放送局について

資源エネルギー庁原子力発電所事故収東対応室(以下、「担当課室」という)と 相談の上決定することとするが、福島県、宮城県、茨城県に居住する方を対象 とした放送は必ず行うこと。

(イ)放送期間、放送頻度および放送回数について

当該年度を通じて、福島県及びその近隣県に対して、ラジオの聴取者が、日常生活の中で情報に触れることを実現する頻度で発信すること。具体的には、一週間のうち、5~10回程度の頻度で、数十秒間から数分間、内容にあわせて放送すること。

※なお、具体的な放送曜日・時間帯等については、担当課室と相談の上決定するが、可能な限り多くの聴取者に情報を届けられるような提案をすること。また、数ヶ月ごとに、放送頻度の変更、スポット的な放送回数の強化など、 状況を踏まえ、必要に応じて調整を行いながら実施すること。

- (2) HP、SNS 等を用いた、福島第一原子力発電所の廃炉、ALPS 処理水に関する政府の取組等 の発信及びその知名度の向上に向けた取組
 - ・ 上記の内容の他、委託事業者が従来整備している HP や SNS 等の情報発信ツールを活用 し、必要な情報について、相乗的により広い層へ共有を行うこと。また、発信してい る情報について、より広く知って頂くための工夫などを積極的に提案すること。

(3) その他

- ・ CM に対する聴取者の反応については、定期的に分析・共有し、今後改善すべき点、発信すべき情報など、提案を行うこと。
- ・ また、上記を踏まえ、(1)、(2)以外の取組についても、担当課室と相談の上、必要

に応じて取り組むこと。

(4) 報告書の作成

事業の成果について、報告書を取りまとめたうえで、事務局を経由して担当課室に納入すること。なお、必要部数や書類形式等については、事務局と相談すること。